

私たちは、  
憲法否定の「有事立法」に反対です！

◆今、国会で審議されている「有事関連三法案：武力攻撃事態法案ほか」は、戦争放棄など、憲法の基本原理をすべて否定するもので、許しがたいものです。

◆小泉首相は、「備えあれば憂いなし」と発言しましたが、この法案はそんなものでなく、「戦争への憂いそのもの」です。

例えば、首相は「日本が、万一武力攻撃にあつたときの対処をあらかじめ法律で定めておく」と述べていますが、実際はその対処だけでなく、日本がアメリカの軍事行動に参戦できるような態勢をつくることを目指しているのです。

これは、日本を戦争国家にしようとするものであり、戦争放棄を定めた憲法第九条に、明白に違反します。

◆さらにこの法案は、武力攻撃の事態の認定と、対処基本方針の策定を内閣総理大臣に委ね、閣議決定で基本方針を決定するとしています。しかし、対処措置は、国会の事前承認なしに開始できる仕組みになっています。ということは、こんな大きな決定を、国権の最高決議機関である国会を回避して行う事ができるようになっているのです。

◆またこの法案は、国民生活に大きな影響をもつ公共機関に戦争態勢への協力を義務づけ、同時に国民にも協力を求めており、拒む者は罰せられるのです。その内容は、医療・土木建設工事・輸送業の関係者への業務事務命令、物資の使用・取用、さらに土地・家屋の使用など広範多岐にわたります。

またこの法案は、今後整備すべき対処法制として、「社会秩序の維持」や、「国民生活の安定」なども掲げていますが、結局これらは、集会や報道の自由を規制することになり、基本的人権を奪っていくことは明らかです。

◆私たちは、以上のような理由で、有事関連三法案に強く反対します。そして今、改めて憲法前文の：「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」：を確認し、平和な日本を築きたいと思えます。

二〇〇二年七月十四日（日）第四二五回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〜十五